

エコアクション21 環境経営レポート

レポート対象期間:2024年1月～2024年12月



新居精機株式会社

発行日:2025年 4月6日

1. 組織の概要

レポート対象期間: 2024年1月～2024年12月

対象範囲 : 全組織、全活動、全従業員を対象とし全社的に取り組む

事業者名 : 新居精機株式会社

代表者氏名 : 代表取締役 太田毅

所在地 : 〒431-0302 静岡県湖西市新居町新居2015

環境管理責任者 : 太田 毅(代表取締役)

EA21事務局 : 林 真理子

連絡先 : TEL 053-594-3030

: FAX 053-594-6850

事業内容 : 試作品、治工具の製造及び各種試作品の少量生産

事業規模 : 従業員数 28名

: 敷地面積 4,440m²

組織沿革 : 1982年2月 有限会社新居精機設立

: 1991年1月 新居精機株式会社に改組

: 2001年2月 品質マネジメントシステム ISO9001取得

: 2005年2月 資本金5,000万円に増資

: 2006年6月 環境マネジメントシステム EA21取得

2. 環境経営方針

レポート対象期間:2024年1月～2024年12月

新居精機株式会社は、各種試作品、治工具の製造メーカーとして、当社の事業活動や製品が及ぼす環境への負荷の継続的削減への取り組みを重要課題として認識し、全社一丸となって努めていきます。

当社では製品製造に当たり電力、切削油等又製品運搬に当たりガソリン、軽油等を消費しております。これらの事業活動に伴う環境への負荷を削減する為、以下の取り組みを行います。

1. 全社での省エネルギー活動に取り組みます。
2. 環境に関する法規制及び当社が同意した各種協定の順守を誓約し、地域社会との調和に努めます。
3. 環境への負荷削減に関する目標を設定し取組、結果を見直すことにより、継続的な環境改善に取り組みます。
4. この環境経営方針を朝礼、会議等を利用し全社員に周知徹底し、環境への意識高揚を図ります。
5. 環境コミュニケーションを図ると共に情報公開に取り組みます。環境活動レポートを作成し、公表します。

制定日 平成17年 9月 1日
新居精機株式会社
代表取締役 太田 毅

3. 実施体制の構築

レポート対象期間:2024年1月～2024年12月

1) 取締役

- ① 環境経営方針を策定する
- ② 環境経営目標及び環境行動計画を承認する
- ③ 環境経営システムの構築及び運用、環境目標及び環境行動計画の実施に必要な資源(人的・知的・財務資源を用意する)
- ④ 環境管理責任者を任命する

2) 環境管理責任者

- ① 各部門責任者に環境への環境負荷の自己チェックおよび環境への取組の自己チェックを実施を指示し、その結果を審査の上承認する
- ② 各責任者に環境目標の設定を指示し、その結果を審査の上承認する

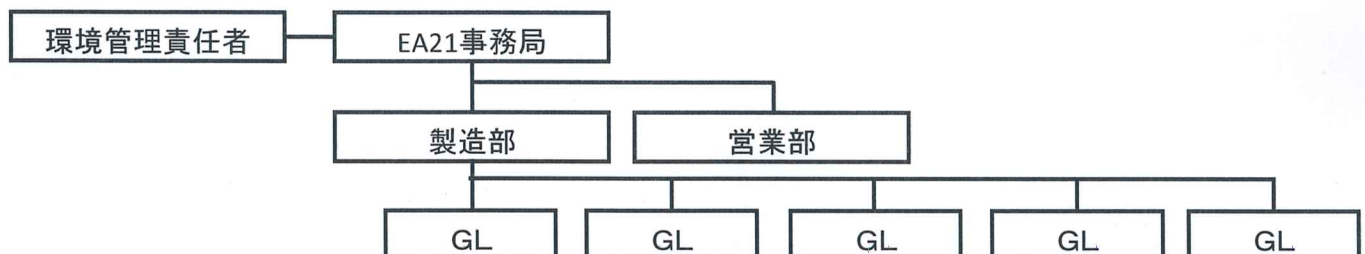
3) EA21事務局

- ① 環境経営システムの構築及び運用に関して、環境管理責任者の業務を補佐する
- ② 環境管理責任者の指示により、必要な調査検討を行う
- ③ 環境経営システムに関する記録を保存する
- ④ 外内部からの問い合わせ、苦情等の窓口業務を行う

4) 部門責任者

- ① 自らの部署において各実行責任者に環境負荷の自己チェックの実施を指示しその結果を点検の上環境責任者に報告する

実施体制組織図



4. 環境経営目標

レポート対象期間: 2024年1月～2024年12月 基準値は2020年1月～12月実績		購入電力CO2排出係数 0.406kg-CO2/Kwh (R3年度中部電力) 基準年(2020年)をベースに年間の目標低減率を設定						
取組事項並びに基準値と目標値	単位	2025年					2026年	2027年
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間		
二酸化炭素排出量(2020年実績)	Kg-CO2	62,863	54,881	64,508	58,921	241,173		
二酸化炭素排出量削減目標(0.4%削減)	Kg-CO2	62,612	54,661	64,250	58,685	240,208	239,007	237,573
二酸化炭素排出量(2020年売上当たり平均)	Kg-co2/ 百万円	437.04	538.07	695.74	600.39	567.81		
二酸化炭素排出量削減目標(0.4%削減)	Kg-co2/ 百万円	435.29	535.92	692.96	597.99	565.54	562.71	559.33
購入電力(2020年平均)	kwh	43,420	37,775	44,905	40,680	41,695		
購入電力削減目標(0.4%削減)	kwh	43,246	37,624	44,725	40,517	41,528	41,321	41,073
ガソリン使用量(2020年平均)	L	928.0	839.0	839.0	820.0	856.5		
ガソリン使用量削減目標(0.4%削減)	L	924.3	835.6	835.6	816.7	853.1	848.8	843.7
産業廃棄物排出量(2020年実績)	kg	25,700.00				25,700.00		
産業廃棄物排出量削減目標(3%削減)	kg	24,929.00				24929.00	23931.84	22735.25
コピー用紙(2020年平均)	枚	6,179	5,952	5,459	6,360	5,988		
コピー用紙削減目標(0.4%削減)	枚	6,154	5,928	5,437	6,335	5,964	5,934	5,898
水使用量(過去3年間2018年～2020年の平均)	m ³ /百万円	1.09	1.43	1.49	1.19	1.30		
水使用量削減目標(過去3年間の平均以下)	m ³ /百万円	1.09	1.43	1.49	1.19	1.30	1.30	1.30
不良件数削減(2020年度実績)	件	12	13	9	11	45		
不良件数削減目標	件	8	8	8	6	30	30	20

※2024年度より不良率管理から不良件数管理に変更

実績値入力

5. 環境経営活動計画

項目	主要な活動内容
電気使用量の削減	不必要な照明の消灯(休憩及び未使用時は消灯の事)
	空調温度管理(夏季: 25℃～28℃/冬季: 20℃～24℃)の徹底
ガソリン使用量の削減	エコドライブの励行(急発進、急加速は控え、ルートの効率化は継続する)
	社用車の定期的な保全(連休前後の点検を徹底する)
産業廃棄物削減	分別コンテナの増設検証
コピー用紙削減	裏紙使用の徹底
水使用量削減	漏水の点検を行う ・節水表示の貼付
不良の削減	発生件数、不良対策報告書を集計(1回／週報告会を行う)
地域貢献	敷地周辺の草刈り実施(8月)

6. 環境経営活動実績及び評価と次年度取組

レポート対象期間: 2024年1月～2024年12月 基準値は2020年1月～2020年12月実績		購入電力CO2排出係数 :0.406 kg-CO2/Kwh (R3年度中部電力) 平均年間達成率は四半期の平均達成率の平均値					判定基準	○:目標値達成 △:目標値は達成しなかったが低減傾向 ×:目標値未達成
取組項目並びに活動実績と達成率	単位	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間	判定	評価と次年度取組
CO2排出量削減実績	kg-CO2	64,936	40,973	60,873	48,257	215,038	○	目標達成。 営業効率、工程の無駄を見直し、更なる改善を行う。
CO2排出量削減達成率 (目標2020年度CO2排出0.3%削減)	%	103%	74%	94%	82%	89%		
CO2排出量削減実績(売上高当り平均)	kg-CO2/百万円	519.82	330.94	393.31	341.54	396.40	○	目標達成。 作業者の技能教育、育成により、節電性の高い最新設備を積極的に使用できる様、改善に繋げる。
CO2排出量削減達成率(売上高当り平均) (目標2020年度売上当たりCO2排出0.3%削減)	%	119%	61%	56%	57%	70%		
購入電力削減実績(平均)	Kwh	50,367	31,285	46,814	36,476	41,236	○	今年度より車両入替により、更なる燃費向上を図る。 エコドライブ推奨は引き続き継続する。
購入電力削減達成率(平均) (目標2020年度購入電力0.3%削減)	%	116%	83%	104%	89%	99%		
ガソリン使用量削減実績(平均)	L	458.00	388.00	512.60	518.00	469.15	○	オーダー製作品が主な為、納期との兼ね合い 上 チャレンジを有する製品や結果的な無駄も 多々あるが、今後は弊社技術と不良リスクも踏 まえた生産計画を立てていく様 努める。
ガソリン使用量削減達成率(平均) (目標2020年度ガソリン使用量0.3%削減)	%	49%	46%	61%	63%	55%		
産業廃棄物排出量実績(合計)	kg	3,0992				3,0992	×	目標は達成。ただし、客先からの受注件数が一 昨年に比べ多くなっている為、具体的なペー パーレス化を検証する
産業廃棄物排出量達成率 (目標2020年度産業廃棄物排出量以下)	%	121%				121%		
コピー用紙削減実績(平均)	枚	5,328	5,263	5,711	6,199	5,625	○	蛇口の漏水れ力所の見直し、修繕も視野に入 れ、更なる節水を進めていく。
コピー用紙削減達成率 (目標2020年度コピー用紙0.2%削減)	%	86%	88%	104%	97%	94%		
水使用量削減実績(過去3年間平均)	m/百万円	1.03	1.30	1.20	1.21	1.19	○	目標達成。 受注までのプロセスで客先とのすり合わせをよ り深めていき、更なる改善を行う。
水使用量削減達成率 (目標 過去3年間の平均以下)	%	94%	91%	81%	102%	92%		
不良率実績	%	0.36%	0.18%	0.09%	0.14%	0.19%	○	
不良件数削減(2020年度実績以下)	%	-0.08%	0.07%	0.13%	-0.02%	0.03%		

達成率 = $\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}}$ (%)

判定 100% ≧ ○

100% < ×

2024年度実績値入力

地域貢献

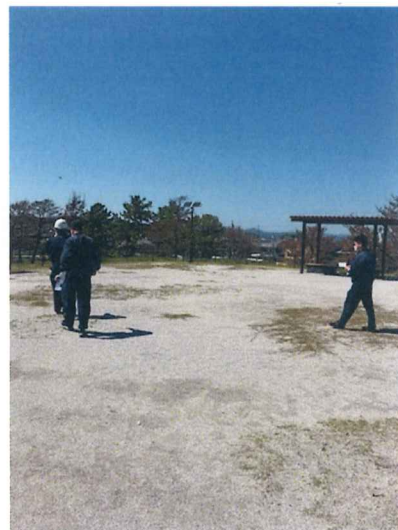
2024年11月18日 会社周辺道路ごみ拾い実施



環境上の異常事態の対応の一環として防災訓練実施

2024/10/21

地震発生後の避難ルートの確認及び実践確認



7. 法規制の登録簿

レポート対象期間：2024年1月～2024年12月

確認日 2024/12/28

工程	該当法規	内容準拠条項	該当条項	確認者 法改定 確認	氏名 太田 毅 遵守確認
全社共通	浄化槽法	単独浄化槽 遵守すべき事項は、浄化槽管理規定及び浄化槽管理資料参照。	第3条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理の為に使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。	年4回 点検検査 結果は「点検記録-浄化槽点検記録ファイル」参照。 関連資料等(管理部署) ・浄化槽管理規定(事務局) ・浄化槽点検記録表 ・浄化槽管理ファイル(事務局：同ファイル綴じ)	○
全社共通	騒音規制法	特定施設 特定施設名：金属加工機械規模・能力：能力に係らず全て 遵守すべき事項は、騒音特定施設設置届出及び以下参照。(準工業地域)敷地境界線での規制基準 朝(6-8時):60dB 昼間(8-18時):65dB 夕(18-22時):60dB 夜間(22-6時):55dB	静岡県生活環境の保全等に関する条例 第53条、第54条。騒音に係る特定施設は、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第23条別表第8。	平成17年10月3日、新居町住民課に届け出。同日受理。 関連資料等(管理部署) ・騒音特定施設設置届出資料(事務局)	2014/6/14 ○
全社共通	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の適正委託、マニフェストの管理。契約書等の保管。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条、第11条、第12条、第12条の1、第12条の2、第12条の3	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理は、専門業者に依頼(委託契約書を管理)。マニフェストは受理した時点で確認。 関連資料等(管理部署) ・産業廃棄物管理表マニフェスト(事務局) ・処理委託の契約書(事務局)	2014/6/14 ○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	社有車の処分(廃車、買い換え時等)	第5条(自動車の所有者の責務)自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済み自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済み自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済み自動車の再資源化を促進するよう努めなければならない。第8条(使用済み自動車の引き渡し義務)自動車の所有者は、当該自動車が使用済み自動車となったときは、引取業者に当該使用済み自動車を引き渡さなければならない。	社用車を買替え等により処分する場合は、有償にて販売店に取引又はリサイクル料金を新車購入時に納付。	○
	地球温暖化対策の推進に関する法律	責務	第5条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。		2018/4/1 ○
	土壌汚染対策法	事業所を廃止して、土地を売却するときには、敷地内に土壌汚染がないことを調査により確認しなければならない。	第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であつて、該当有害物質使用特定施設を設置していたもの又は事項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、該当土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。～以下略	当社は特定施設には該当しないが、法の趣旨に則り、廃棄物保管場所等での廃棄物の散逸防止、廃油の漏洩、土壌への浸透防止等を図っていく。	○
	フロン排出抑制法	定期点検の実施	フロン類の適正管理	圧縮機：7.5kW以上50kW未満の場合は日常的に実施する 簡易点検の実施：1回以上/3か月	○

7. 法規制の登録簿

レポート対象期間：2024年1月～2024年12月

確認日 2024/12/28

工程	該当法規	内容準拠条項	該当条項		確認者	氏名 太田 毅
					法改定 確認	遵守確認
全社 共通	循環型社会形成推進基本法	責務	第11条（事業者の責務）事業者は、基本原則に則り、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料がその事業活動において循環資源となった場合には、これらについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任により適正に処分する責務を有する。			○
	資源有効利用促進法	責務	第4条（事業者等の責務）工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注に際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。	パソコン等の対象商品は、廃棄時にメーカーでの有償引取		○
	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	特定家庭用機器（テレビ、エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫）の廃棄	第6条（事業者及び消費者の責務）事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払いに応ずることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。	特定家庭用機器については、廃棄時に家電店への有償引取		○
	フロン排出抑制法(改正)	管理者判断基準の順守(管理者)	（3）第一種特定製品の管理者が講ずべき措置（法第16条～第26条） ○第一種特定製品の管理者は、国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」に従い、管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止、点検・整備の記録作成・保存等を行うことを通じ、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組む。 ○管理者のうち一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告する。また、国はその算定漏えい量等を公表する。	施行規則第2条 法第18条第1項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する管理第一種特定製品を一台以上使用等をするものであることとする。一 圧縮機を駆動する電動機の定格出力が七・五キロワット以上（二以上の電動機により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該電動機の定格出力の合計が七・五キロワット以上）であること。二 圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が七・五キロワット以上（二以上の内燃機関により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該内燃機関の定格出力の合計が七・五キロワット以上、輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するものにあっては、当該内燃機関の定格出力のうち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が七・五キロワット以上）であること。	2020/4/1	○

環境関連法規などの遵守状況の結果

- ・ 環境関連法規への違反はありません
- ・ 関係当局より違反等の指摘は過去3年間ありません

8. 代表者による全体の評価と見直しの結果

EA21事務局の毎週のグループミーティングでの積極指導により、環境経営に対する考え方は概ね全社的に浸透していると思われる。不要照明の消灯励行、冷暖房の設定温度の徹底等の基本的な考えは全社員が意識している。

ただし、弊社の業務上オートメーション化が難しい業種の為、過剰な節制は作業者の生産能力を下げる可能性もある事から、各部門管理者によるコミュニケーション管理を行い、好循環な現場環境作りを進めている。

産業廃棄物の分類廃棄についても、社員個々に意識付けが出来、いい方向に進んでいると思われる。

また、環境コミュニケーションの部分での工場周辺の草取りや、植木の伐採等を全社員で、実施することも定例的に定着している。

弊社業状として、製造関連ユーザー様は昨年に続き依然として低調である中、加えて雇用維持、原材料の高騰も直近の課題として注視していく。

昨年営業人員の増員をし、新たな取引先を模索していくと共に、社内加工技術の向上にも注力していく。

設備投資については、今年度中型クラスのM/CとWC機の新規導入を行った。共に【湖西市脱炭素化促進事業資金利子補給制度】の対象機器に位置付けられており、競合他社との差別化を図る上でも、優位に働くと考えている。

また営業車両:1台:バネット(12.8km/L)→新型PROBOXハイブリット(26.1km/L)

2台:PROBOX旧型(16.8km/L)→新型PROBOXハイブリット(26.1km/L)

燃費向上による、環境へ配慮した車両の入れ替えを実施。

先行きの業容見込みとしては相変わらず不安定な状況である。

加えて電動力費や材料費の値上がりは基より、国策の一環でもある人件費の見直しも将来に向けて要求される状況である。

こういった時こそ環境経営への取り組み体制をより強化し、企業体力を高め、コスト削減に努力し現状を全社員で乗り切っていきたい。